

航空局長

地方航空局における場外離着陸許可の事務処理基準

航空機が飛行場以外の場所（以下「離着陸場」という。）において離陸し、又は着陸する場合の航空法第 79 条ただし書の規定による許可事務のうち、航空運送事業の用に供する航空機に係るもの及び構築物において離着陸する回転翼航空機の事務処理基準は次のとおりとする。

（I）申請

1

（1）申請は、当該離着陸場のある場所を管轄区域とする地方航空局長（以下「管轄地方局長」という。）に対し、所定の事項を記載した飛行場外離着陸許可申請書（以下「申請書」という。第 1 号様式）を提出することにより行わせなければならない。

（2）（1）の規定にかかわらず、回転翼航空機に係る申請であって、緊急を要するものについては、以下の区分によりファクシミリ又は電話により申請させることができる。

a ファクシミリによる申請

- ・事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合
- ・事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合
- ・公的業務遂行のため緊急を要する場合
- ・その他特に緊急を要する場合

b 電話による申請

- ・「事故及び災害」が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合
- ・緊急着陸後の再離陸を行う場合

b の場合にあつては、氏名、使用機材、飛行目的、離着陸の場所、その周辺状況等を記録簿（第 2 号様式）に記録するとともに、速やかに申請書を提出させなければならない。

また、緊急着陸後の再離陸を行う場合は、事後に再離陸に至った状況を報告させなければならない。

（3）（1）及び（2）の規定にかかわらず、災害対策基本法第 24 条第 1 項に基づく非常災害対策本部が設置された場合、同法第 28 条の 2 第 1 項に基づく緊急災害対策本部が設置された場合その他航空局長が必要と認めた場合については、別に定める災害時に救援活動を行う航空機に係る許可手続等に関する処理要領（平成 23 年 10 月 20 日付、国空航第 305 号）に従うものとする。この場合であっても、必要事項を（I）1（2）b に定める記録簿に記録するとともに、後日申請書を提出させなければならない。

（4）管轄地方局長が東京航空局長と大阪航空局長の双方にわたる場合には、両局長に対して申請させるものとする。

2 申請があつたときは、緊急に連絡を要する場合の連絡先及び電話番号を記載又は通報させなけ

	長さ及び幅	長さ及び幅は、それぞれの使用機の全長及び全幅の1.2倍以上であること。 幅3メートル以上のショルダーを有すること。
	表面	(b)アに同じ。
進入区域及び進入表面	進入区域及び進入表面は、原則として別図9のとおりとする。ただし、進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合は、進入方向交差角を135度以上とすることができる。進入表面のこう配は、20分の1以上8分の1以下とし、同表面の上に出る高さの物件がないこと。	
転移表面	転移表面は、原則として2分の1以下のこう配を有する別図9に示す表面とし、転移表面の上に出る高さの物件がないこと。ただし、離着陸地帯の甲長辺の側の転移表面については、乙長辺の外方離着陸地帯の短辺の長さの2倍の距離の範囲内に10分の1こう配を有する表面上に出る高さの物件のない場合には、2分の1を越えるこう配を有する別図10に示す表面とすることができるものとする。	
附帯施設	建築物の上において離着陸する場合には、航空機の脱落防止施設及び燃料流出防止施設を有すること。	
その他	建築物以外の構築物の上における離着陸は行わないこと。	

(2) 安全対策等の要件

安全対策としては、次の措置が講じられていなければならない。なお、騒音、砂塵等による被害のおそれもあるので地元の了解を得るよう指導することが望ましい。

a 標識等の設置

(a) 飛行機の用に供する場合	離着陸地帯には、離着陸を行う飛行機が明瞭に視認できる滑走路中心線標識、滑走路末端標識及び滑走路縁標識が設けられ離着陸地帯の近傍に風向指示器が設置されていること（ただし、設置することが著しく困難である場合にはこの限りではない。）。
(b) 回転翼航空機の用に供する場合	離着陸地帯には、離着陸を行う回転翼航空機が明瞭に視認できる離着陸地帯の境界線を示す標識及び接地帯標識（(1)b(a)イ及びウならびに(1)b(b)イ（イ）に規定する場合に限る。）が設けられ、離着陸地帯の近傍にできる限り風向指示器が設置されていること（ただし、設置することが不可能又は著しく困難である場合にはこの限りではない。）。 夜間において離着陸する場合には、灯火施設を別表のとおり配置及び点灯すること。ただし、(1)b(a)ウに規定する場合にあっては、境界灯は接地帯の周囲に配置すること。

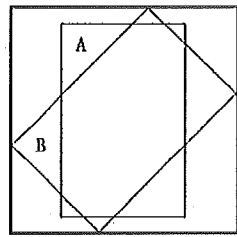
b 離着陸地帯における安全対策

(a) 離着陸地帯及びその近傍であって運航上の障害となるおそれのある範囲内は、人の立ち入りを禁止することになっていること。また、多数の人が参集するおそれのある場合には、警備員を

別表

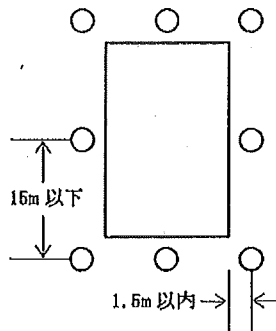
名称	設置の基準	配 置	灯 光 等	光度等
飛行場灯台	周囲の状況から位置の確認が困難な場合に必要。	離着陸地帯の周辺であって、光柱が離着陸する回転翼航空機の妨害とならない位置に、当該灯火が光源の中心を含む水平面から上方全ての方向から見えるように設置すること。	航空白の閃光。 閃光回数は1分間に30～60回。	実効光度 3,800 カンデラ以上。
風向灯	必要。	離着陸地帯の周辺に、夜間において少なくとも300mの上空から風向指示器の指示する方向が明瞭に視認できるような照明を有するものを設置すること。風向指示器は、長さ2m以上、径0.6m～0.2m以上であること。		
着陸区域 照明灯	①屋上の場合必要。 ②進入方向が交差する場合で、2方向の離着陸地帯を包括する区域の強度が一定でない場合に必要(図1)	離着陸地帯の周辺であって、航空機の航行に障害とならない場所に設置すること。	航空可変白の不動光。	離着陸地帯の中心における法線照度10ルクス以上。
境 界 灯	必要。	離着陸地帯の境界線から1.5m以内で15m以下のほぼ等間隔に8個以上設置すること(図2)。 2方向の離着陸地帯の場合は、包括する矩形に同様に設置すること(図3)。	航空黄の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	10カンデラ以上。
境界誘導灯	①周囲の状況から進入方向の確認が困難な場合に必要。 ②進入方向が交差する場合に必要。 ③進入方向が一方のみの場合に必要。	①離着陸経路と離着陸地帯の境界線とが交差する付近から6m以内でその経路に直交する直線上に離着陸経路に対し対称に3m以下のほぼ等間隔に3灯以上設置すること(図4)。 ②交差する進入経路の場合、片側に3灯以上、他の側に5灯以上設置すること。 進入側の離着陸地帯の境界線から6m以内に設置すると、包括する矩形の境界灯の内側となる場合には、当該境界灯から外側1.5m以内に設置すること(図5)。 ③一方進入の場合、その方向のみに3灯以上設置すること(図6)。	航空緑の不動光で、光源の中心を含む水平面から上方最小限30度までの全ての角度から見えるものであること。	境界灯の光度の50%以上。
点灯の基準	着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、当該着陸予定時刻の少なくとも10分前に点灯すること。ただし、緊急に点灯する必要がある場合は、この限りでない。 離陸した時は離陸後少なくとも5分間は点灯を継続すること。			

図 1



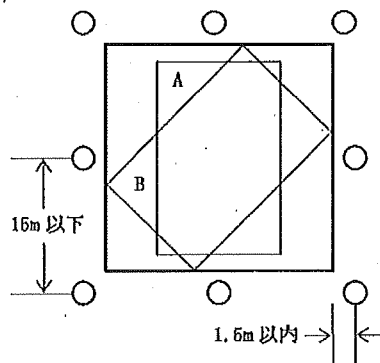
離着陸地帯 A および B を包括する区域 (太線内)
の強度が一定でない場合に設置

図 2



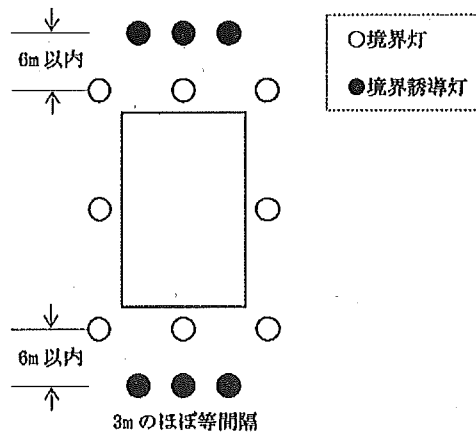
各灯火の間隔は 15m 以下、境界灯と離着陸地帯の
間隔は 1.5m 以内

図 3



各灯火の間隔は 15m 以下
離着陸地帯 A および B を包括する区域
(太線内) と境界灯の間隔は 1.5m 以内

図 4



○境界灯
●境界誘導灯

図 5

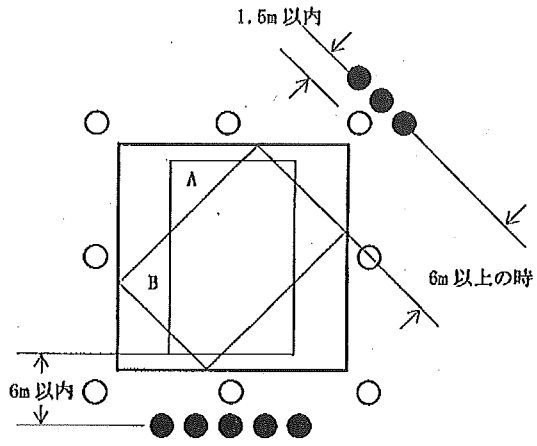


図 6

